

**Q1. 通訳をお願いできる内容は？**

A1. 聴覚障害者の生活にかかわること、例えば病院、学校、町内会、親や子どもの冠婚葬祭などです。詳しくは役場保健福祉課社会福祉係にご相談ください。

**Q2. 通訳を依頼する方法は？**

A2. 派遣申請書を窓口を持参いただくか、FAX又はeメールにより申請してください。

「役場保健福祉課 社会福祉係まで」

FAX:0166-82-3644 eメール:hokenfukushi@town.higashikawa.lg.jp

**Q3. 派遣依頼は何日前までに必要か？**

A3. 予定が分かっているだけであれば出来るだけ早めにお申込み願います。

変更や中止の場合はすみやかにご連絡ください。

**Q4. 急に派遣が必要になった場合は？**

A4. 役場に直接来て頂くなど、役場担当者に直接連絡を取って下さい。

**Q5. 通訳を依頼する際に必要な内容は？**

A5. 以下の内容を記載下さい。(下記より様式ダウンロード可)

a. 通訳が必要な月日、時間(始まりと終わりの時間)

b. 通訳を必要とする場所

c. 通訳を必要とする内容(簡単でよいです)

**Q6. 通訳を依頼して、内容が他人に知られることはないですか？**

A6. 手話通訳者には守秘義務があります。通訳者が他人に情報を漏らす事はありません。

**Q7. 通訳を依頼する場合、費用は発生しますか？**

A7. お金はかかりません。